

新型コロナウイルス感染症とこれから



新型コロナウイルス感染症と共存しながらの生活が続いています。

年末年始は人が集まる機会が増えますが、引き続き、市民の皆さんには「新しい生活様式」を実践していただき、事業者の皆さんには「業種別ガイドライン」に基づいた感染予防策と、感染症まん延防止を心掛けながら、事業活動を行っていただくよう、お願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する 発熱時の受診体制が変わりました



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

ID 1022474

発熱などの症状がある人は、まずは、かかりつけ医など、最寄りの医療機関に、電話でご相談ください。

■ 相談できる医療機関が無い場合(上の図参照)

▼ 受診・相談センター(栃木県コールセンター)

☎0570(052)092(毎日、24時間対応)

■ 聴覚に障がいがある人はファクス相談できます

FAX028(626)1133(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ その他 氏名・連絡先・相談内容を明記してください。

■ 宇都宮市新型コロナ生活相談センター

☎028(632)5334(平日、午前9時～午後5時)

▼ 内容 感染予防、市の支援など市内生活の相談。

■ 不安な気持ちに便乗した悪質商法にご注意ください

▼ 消費生活センター☎028(616)1547

■ 外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

☎028(678)8282(毎日24時間、19言語で相談できます)

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

☎028(632)5209(平日、午前9時～午後5時)

■ 子どもの虐待に関する相談窓口(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ 子ども家庭支援室☎028(632)2390

▼ 県中央児童相談所☎028(665)7830

▼ 児童相談所全国共通ダイヤル☎189(毎日24時間)

■ DVIに関する相談窓口

(火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで)

▼ 配偶者暴力相談支援センター☎028(635)7751

▼ 女性相談所☎028(636)5731

■ 人権に関する相談窓口

詳しくは、5ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

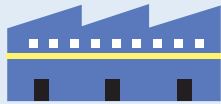
(11月13日現在)

NEW

中小事業者など対象 固定資産税・都市計画税の軽減措置

ID 1025295

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者などに対し、令和3年度課税分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。



- ▼ **軽減率** 2～10月のうち、任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率が30%以上50%未満=2分の1軽減、50%以上=全額軽減。
- ▼ **申告期限** 令和3年2月1日。
- ▼ **その他** 申告方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。事業用家屋については、資産税課 ☎(632)2250～2257、償却資産については、資産税課 ☎(632)2259へ。

NEW

妊娠中の人はPCR検査を 1人に付き1回無料で受けられます

ID 1025588

■ **対象** 出産予定日のおおむね2週間前で、発熱などの感染が疑われる症状がない妊婦。



■ **注意事項(検査で陽性となった場合)**

- ▼ 入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ▼ 入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない、また分娩方法などが変更される場合があります。
- ▼ 入院中の面会や分娩時の立会いが制限されたり、出産後の一定期間、赤ちゃんに触れたり、授乳したりすることができない場合があります。

■ **その他** 受診方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 子ども家庭課 ☎(632)2388

農業応援助成金

ID 1023727

- ▼ **対象** 令和2年のいずれかの1カ月間の農業収入が、令和元年の平均月収より20%以上50%未満減少した農業者。
- ▼ **助成額** 20%以上30%未満=最大12万5,000円、30%以上50%未満=最大25万円。
- ▼ **申請期限** 令和3年1月15日(消印有効)。
- ▼ **申請方法** 農業収入の状況を示した書類など、必要な書類を同封し、〒320-8540市役所新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(農業企画課内) ☎(632)2454へ。



トピック
TOPIC

感染症の同時流行に備えて 医療体制を強化します

ID 1025578

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方の診療・検査が可能な医療機関に対し、人件費、清拭・消毒、感染性廃棄物処理、施設の加湿など、追加で必要となる費用を支援し、医療体制の充実を図ります。

問 保健予防課

☎(626)1114



最新情報などはこちらから

市ホームページ
(個人向け支援)



市ホームページ
(事業者向け支援)



県ホームページ



厚生労働省
ホームページ



経済産業省
ホームページ



内閣官房
ホームページ



人が集まる場面では 感染リスクを下げる行動を意識しましょう

年末年始は人が集まる機会が増えますが、感染リスクの高まる場面に注意して、感染リスクを下げる行動を意識しましょう。

感染リスクを高めやすい5つの場面

場面
1

飲酒を伴う懇親会など

- ▼飲酒の影響で、気分が高揚すると同時に注意力が低下します。また、聴覚が鈍くなり、大きな声になりやすくなります。
- ▼敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まります。
- ▼回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます。



場面
2

大人数や長時間におよぶ飲食

- ▼長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まります。
- ▼大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります。



場面
3

マスクなしでの会話

- ▼マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります。
- ▼マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されています。
- ▼車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です。



場面
4

狭い空間での共同生活

- ▼狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります。
- ▼寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されています。



場面
5

居場所の切り替わり

- ▼仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。
- ▼休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

■利用者

- ▼マスク着用や3密回避。
- ▼飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で②なるべく普段一緒にいる人と③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。
- ▼箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ▼座席の配置は斜め向かいに。正面や真横はなるべく避ける。
- ▼会話する時はなるべくマスク着用。大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ▼適切に換気するなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で。
- ▼体調が悪い人は参加しない。



■お店

- ▼お店はガイドラインの遵守を。従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。
- ▼利用者にも感染症対策の遵守や、接触確認アプリなどのダウンロードを働きかける。
- ▼共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。室内では換気を良くする。



＼今だからこそ、人権について考えよう／

ID 1009505

人権問題を「誰か」のことではなく

自分自身のこととして考えてみませんか



問 男女共同参画課 ☎(632) 2346

12月4～10日は人権週間です。

インターネットやSNSの急速な普及の他、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会が変化する中、もう一度、人権問題について、他の「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考えてみませんか。

人権問題を考えましょう

人権は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、不当な差別などの人権侵害が存在します。

また、最近では、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題もみられます。

インターネット上の人権侵害

スマートフォン等の普及に伴い、インターネットやSNS上で、個人の名誉やプライバシーの侵害、他人への誹謗中傷の他、特定の民族、国籍の人たちを排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）を行うなどの悪質な事案も増えていきます。

LGBT（※1）などの性的マイノリティへの人権侵害

どのような性別の人を好きになるか、どのように自分の性を認識しているかなど、性のあり方は豊かできまぎまぎですが、誰にも相談できずに悩んでいる人もいます。偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や不当な差別をなくしましょう

感染者・濃厚接触者、私たちの暮らしを支える人たちなどに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入力し、冷静な行動に努めましょう。

ストップ
STOP! 偏見・差別
「思いやり」と「優しさ」
を持って、新型コロナとの
闘いを乗り越えよう!



悩んだときは相談してください

市内に25人いる人権擁護委員（※2）は、人権に関わるさまざまな相談を受ける他、小中学生に向けた人権講話やイベントでの啓発活動を行っています。差別やいじめなど、「これは人権侵害ではないか」と思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください（下の表参照）。人権擁護委員や法務局の職員が必要に応じて調査し、人権侵害の事実が認められた場合は、適切な救済処置を行っています。

市役所1階市民ホールで 人権週間パネル展示

▼期間 12月4日まで。

市内の人権相談窓口

相談名・会場	日時	問合せ先
人権よろず相談 詳しくは、46ページをご覧ください	原則、毎月第2水曜日 午前10時～正午と午後1時～3時	人権擁護委員協議会宇都宮部会 (男女共同参画課内) ☎(632)2346
人権相談 直接または電話で、宇都宮地方法務局(小幡2丁目) ☎0570(003)110(ナビダイヤル)	平日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎(623)0925
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810(ナビダイヤル)		
子どもの人権110番 ☎0120(007)110(フリーダイヤル)		
外国人権相談ダイヤル ☎0570(090)911(ナビダイヤル) 対応言語=英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	平日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時	
インターネット人権相談	https://www.jinken.go.jp/	

5 ※1 L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(身体と心の性が一致しない人)の略称です。※2 市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、全国に約1万4,000人います。皆さんからの相談に応じ、人権問題解決へのお手伝いや小中学校での人権講話、人権の花運動、イベントなどでの啓発活動を行っています。